

長野市地域防災計画

新旧対照表

その他災害対策編

原子力災害対策編

火山災害対策編

被災地支援対策編

令和5年2月

長野市地域防災計画【その他災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
その他災害対策編

No.	新	旧	備考欄
他-1	第2款 雪害対策	第2款 雪害対策	その他-3 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
	第1節 雪害に強い地域づくり	第1節 雪害に強い地域づくり	その他-5 その他
	大雪に対する災害予防活動の円滑な推進と雪害による被害の軽減を図り、地域経済活動の停滞防止と市民生活に対する影響を少なくするため、「自助」「共助(互助)」「公助」による連携により雪害の予防に取り組む。 第1 予防対策 1 主な取組 (略) (14) 雪害・除雪に関する知識について住民への普及・啓発を図る。 <u>(15) 地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。</u>	大 雪に対する災害予防活動の円滑な推進と雪害による被害の軽減を図り、地域経済活動の停滞防止と市民生活に対する影響を少なくするため、「自助」「互助・共助」「公助」による連携により雪害の予防に取り組む。 第1 予防対策 1 主な取組 (略) (14) 雪害に関する知識について住民への普及・啓発を図る。 6 農林産物対策 農林部農業政策課・森林整備課は、県地域振興局(農政課、林務課)、 <u>農業農村支援センター</u> 、農業協同組合、森林組合と協力し、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。	
他-2	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	その他-7 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合
	第1 交通確保対策 1 道路交通の確保対策 (略) (6) 除排雪目標を定め、迅速・効率的に実施する。 <u>(7) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者、地方公共団体、その他関係機関と連携して、地域特性の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定する。</u>	第1 交通確保対策 1 道路交通の確保対策 (略) (6) 除排雪目標を定め、迅速・効率的に実施する。	
他-3	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	その他-9 その他
	第1節 災害直前活動	第1節 災害直前活動	
	第2 災害対策本部の設置 (略) 以下、 <u>震災対策編</u> 第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」に準ずる。 なお、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、必要に応じ主に次の措置をとる。 〈災害対策本部等設置時の主な措置〉	第2 災害対策本部の設置 (略) 以下、 第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」に準ずる。 なお、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、必要に応じ主に次の措置をとる。 〈災害対策本部等設置時の主な措置〉	

長野市地域防災計画【その他災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
その他災害対策編

No.	新	旧	備考欄																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設部道路班・河川班・維持班</td> <td>○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）</td> </tr> <tr> <td>地域・市民生活部支所班</td> <td>○自治会等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>企画政策部交通政策班</td> <td>○交通情報の把握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）</td> </tr> <tr> <td>企画政策部広報広聴班</td> <td>○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報</td> </tr> <tr> <td>商工観光部商工労働班・観光振興班</td> <td>○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援</td> </tr> <tr> <td>農林部農業政策班</td> <td>○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部各班</td> <td>○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の把握と伝達調整</td> </tr> <tr> <td>こども未来部保育・幼稚園班</td> <td>○排雪時の交通情報の把握と保育機関への伝達・調整</td> </tr> <tr> <td>学校教育部学校教育班</td> <td>○排雪時の交通情報の把握と教育機関への伝達・調整</td> </tr> <tr> <td>消防部警防班</td> <td>○消防・救急対策の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	担当	主な措置	建設部道路班・河川班・維持班	○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）	地域・市民生活部支所班	○自治会等との連絡調整	企画政策部交通政策班	○交通情報の把握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）	企画政策部広報広聴班	○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報	商工観光部商工労働班・観光振興班	○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援	農林部農業政策班	○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策	保健福祉部各班	○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の把握と伝達調整	こども未来部保育・幼稚園班	○排雪時の交通情報の把握と保育機関への伝達・調整	学校教育部学校教育班	○排雪時の交通情報の把握と教育機関への伝達・調整	消防部警防班	○消防・救急対策の連絡調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設部道路班・河川班・維持班</td> <td>○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）</td> </tr> <tr> <td>地域・市民生活部支所班</td> <td>○自治会等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>都市整備部交通政策班</td> <td>○交通情報の把握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）</td> </tr> <tr> <td>企画政策部広報広聴班</td> <td>○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報</td> </tr> <tr> <td>商工観光部商工労働班・観光振興班</td> <td>○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援</td> </tr> <tr> <td>農林部農業政策班</td> <td>○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部各班</td> <td>○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の把握と伝達調整</td> </tr> <tr> <td>こども未来部保育・幼稚園班</td> <td>○排雪時の交通情報の把握と保育機関への伝達・調整</td> </tr> <tr> <td>学校教育部学校教育班</td> <td>○排雪時の交通情報の把握と教育機関への伝達・調整</td> </tr> <tr> <td>消防部警防班</td> <td>○消防・救急対策の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	担当	主な措置	建設部道路班・河川班・維持班	○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）	地域・市民生活部支所班	○自治会等との連絡調整	都市整備部交通政策班	○交通情報の把握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）	企画政策部広報広聴班	○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報	商工観光部商工労働班・観光振興班	○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援	農林部農業政策班	○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策	保健福祉部各班	○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の把握と伝達調整	こども未来部保育・幼稚園班	○排雪時の交通情報の把握と保育機関への伝達・調整	学校教育部学校教育班	○排雪時の交通情報の把握と教育機関への伝達・調整	消防部警防班	○消防・救急対策の連絡調整	
担当	主な措置																																														
建設部道路班・河川班・維持班	○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）																																														
地域・市民生活部支所班	○自治会等との連絡調整																																														
企画政策部交通政策班	○交通情報の把握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）																																														
企画政策部広報広聴班	○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報																																														
商工観光部商工労働班・観光振興班	○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援																																														
農林部農業政策班	○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策																																														
保健福祉部各班	○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の把握と伝達調整																																														
こども未来部保育・幼稚園班	○排雪時の交通情報の把握と保育機関への伝達・調整																																														
学校教育部学校教育班	○排雪時の交通情報の把握と教育機関への伝達・調整																																														
消防部警防班	○消防・救急対策の連絡調整																																														
担当	主な措置																																														
建設部道路班・河川班・維持班	○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）																																														
地域・市民生活部支所班	○自治会等との連絡調整																																														
都市整備部交通政策班	○交通情報の把握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）																																														
企画政策部広報広聴班	○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報																																														
商工観光部商工労働班・観光振興班	○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援																																														
農林部農業政策班	○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策																																														
保健福祉部各班	○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の把握と伝達調整																																														
こども未来部保育・幼稚園班	○排雪時の交通情報の把握と保育機関への伝達・調整																																														
学校教育部学校教育班	○排雪時の交通情報の把握と教育機関への伝達・調整																																														
消防部警防班	○消防・救急対策の連絡調整																																														
他-4	<p>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第2 文教・保育活動</p> <p>1 授業等の確保</p> <p>学校長及び保育園長は、天候の急変に際しては、各所管課と密接に連絡し、学校等運営について弾力的に対応する。</p> <p>また、山間部から通学する児童・生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達する等、事故防止に努める。</p> <p>建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、学校長及び保育園長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。雪下ろしのいとまがない場合には、建物の使用を一時禁止する等の措置をとる。</p>	<p>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第2 文教・保育活動</p> <p>1 授業等の確保</p> <p>学校長及び保育園長は、天候の急変に際しては、各所管課と密接に連絡し、学校等運営について弾力的に対応する。</p> <p>また、山間部から通学する児童・生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達する等、事故防止に努める。</p> <p>積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長及び保育園長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。雪下ろしのいとまがない場合には、建物の使用を一時禁止する等の措置をとる。</p>	<p>その他-11 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>																																												
他-5	<p>第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮</p> <p>第1 避難受入活動</p> <p>震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずるほか、雪崩が予想される場合は次の点に留意して活動する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮</p> <p>第1 避難受入活動</p> <p>震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずるほか、雪崩が予想される場合は次の点に留意して活動する。</p> <p>(略)</p>	<p>その他-12 その他</p>																																												
他-6			<p>その他-12 その他</p>																																												

長野市地域防災計画【その他災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
その他災害対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>第4節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第2 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>震災対策編 第3章 第28節 第1「土砂災害等の警戒・応急措置」に準ずる。また、警戒、巡視及び安全措置については、震災対策編 第3章 第28節 第2「雪崩の警戒・応急措置」のとおり なお、雪崩発生時の応急措置については、<u>震災対策編</u> 第3章 第28節 第1の「2 安全措置」に準ずる。</p>	<p>第4節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第2 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>震災対策編 第3章 第28節 第1「土砂災害等の警戒・応急措置」に準ずる。また、警戒、巡視及び安全措置については、震災対策編 第3章 第28節 第2「雪崩の警戒・応急措置」のとおり なお、雪崩発生時の応急措置については、第3章 第28節 第1の「2 安全措置」に準ずる。</p>	
他-7	<p>第3款 航空災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の確保</p> <p>航空運送会社は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、国土交通省東京航空局松本空港出張所に速やかに通報する。 総務部<u>総務班</u>は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。 また、総務部本部班・<u>総務班</u>は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。</p>	<p>第3款 航空災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の確保</p> <p>航空運送会社は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、国土交通省東京航空局松本空港出張所に速やかに通報する。 総務部<u>庶務班</u>は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。 また、総務部本部班・<u>庶務班</u>は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。</p>	その他-15 その他
他-8	<p>第3節 搜索、救助・救急及び消火活動</p> <p>第1 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>2 危険物等積載機の応急措置・通報 (略) また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部<u>環境保全温暖化対策班</u>等に連絡する。 警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。</p> <p>3 流出危険物等の拡散防止及び除去 (略) 県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。 危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした航空運送会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部<u>環境保全温暖化対策班</u>及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	<p>第3節 搜索、救助・救急及び消火活動</p> <p>第1 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>2 危険物等積載機の応急措置・通報 (略) また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部<u>環境政策班</u>等に連絡する。 警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。</p> <p>3 流出危険物等の拡散防止及び除去 (略) 県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部<u>水道整備班</u>・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。 危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした航空運送会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部<u>環境政策班</u>及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	その他-16 その他
他-9			その他-19 その他

長野市地域防災計画【その他災害対策編】新旧対照表

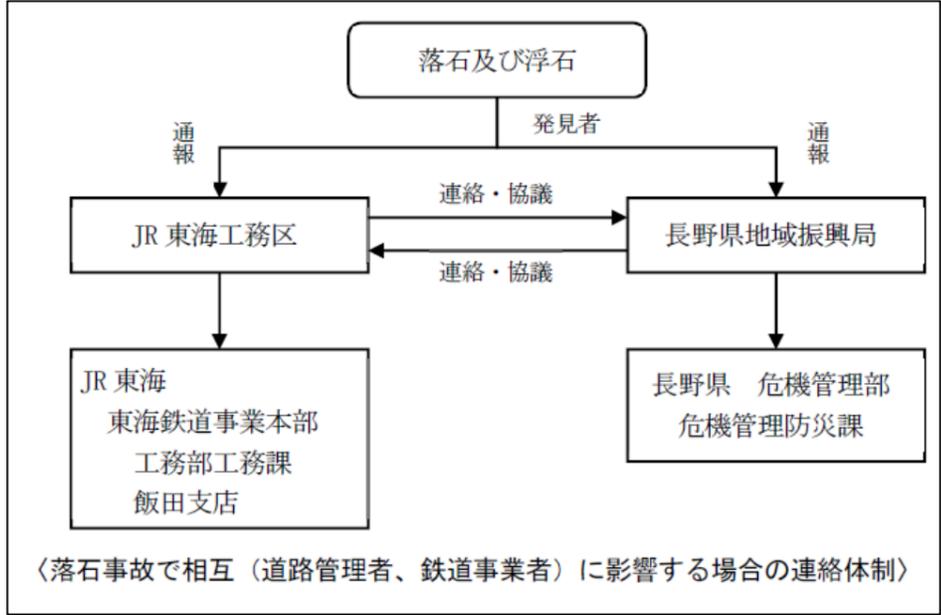
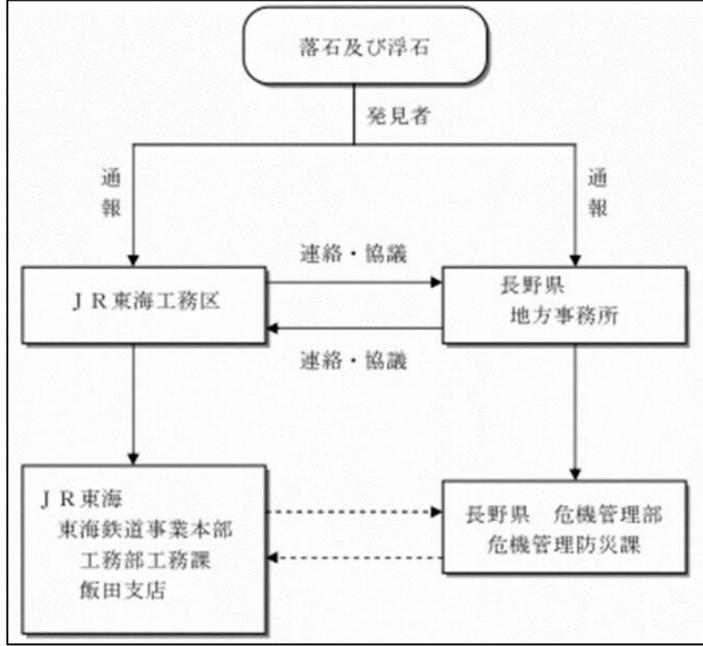
令和5年2月
その他災害対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>第5節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第1 避難受入収容活動</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難 市長、警察官等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、避難指示を行う。 避難指示については 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>第5節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第1 避難受入収容活動</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難 市長、警察官等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、避難指示を行う。 避難指示については 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。</p>	
他-10	<p>第3 住宅対策活動 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>第3 住宅対策活動 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。</p>	その他-19 その他
他-11	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保 総務部総務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・総務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。 警察署は、被害情報の収集を行う。 市、県、警察署、道路管理者及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保 総務部庶務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。 警察署は、被害情報の収集を行う。 市、県、警察署、道路管理者及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。</p>	その他-24 その他
他-12	<p>第2節 救急・救助・消火活動</p> <p>第1 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>2 危険物等積載車両の応急措置・通報 (略) また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境保全温暖化対策班等に連絡する。 警察署は、立入禁止区域を設定し、その監視・警ら等を行う。</p> <p>3 流出危険物等の拡散防止及び除去 (略) 県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。 危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境保全温暖化対策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	<p>第2節 救急・救助・消火活動</p> <p>第1 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>2 危険物等積載車両の応急措置・通報 (略) また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境政策班等に連絡する。 警察署は、立入禁止区域を設定し、その監視・警ら等を行う。</p> <p>3 流出危険物等の拡散防止及び除去 (略) 県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部水道整備班・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。 危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境政策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	その他-24 その他

長野市地域防災計画【その他災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
その他災害対策編

No.	新	旧	備考欄
他-13	<p>第2 救助・救急・医療活動</p> <p>消防部消防署班及び消防団は、救助活動を行い、搬送先を確保し、負傷者等を医療機関に搬送する。また、消防部警防班は、民間から救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行うとともに、必要により消防応援協定に基づく応援を要請する。</p> <p>総務部総務班は、被害状況の把握に努め、総務部本部班は、必要に応じて県、他市町村に応援を要請する。 (略)</p>	<p>第2 救助・救急・医療活動</p> <p>消防部消防署班及び消防団は、救助活動を行い、搬送先を確保し、負傷者等を医療機関に搬送する。また、消防部警防班は、民間から救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行うとともに、必要により消防応援協定に基づく応援を要請する。</p> <p>総務部庶務班は、被害状況の把握に努め、総務部本部班は、必要に応じて県、他市町村に応援を要請する。 (略)</p>	<p>その他-25 その他</p>
他-14	<p>第6節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第3 住宅対策活動</p> <p>震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>第6節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第3 住宅対策活動</p> <p>震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>その他-27 その他</p>
他-15	<p>第5款 鉄道災害対策</p> <p>第1章 鉄道交通の安全のための情報の充実</p> <p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第1 安全走行の確保</p> <p>1 施設・設備の整備</p> <p>鉄道会社は、事故を防止するとともに、事故発生の際に迅速かつ円滑に対応できるよう、次の対策を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈鉄道施設・設備の整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○線路・路盤等の施設の適切な保守 ○線路防護施設の整備の推進 ○鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物の伐採等 ○列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等、運転保安設備の整備・充実 ○諸施設の新設及び改良 ○列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備 ○救援車・作業車等の整備 ○建築限界の確認 ○保安設備の点検・整備 </div>	<p>第5款 鉄道災害対策</p> <p>第1章 鉄道交通の安全のための情報の充実</p> <p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第1 安全走行の確保</p> <p>1 施設・設備の整備</p> <p>各鉄道会社は、事故を防止するとともに、事故発生の際に迅速かつ円滑に対応できるよう、次の対策を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈鉄道施設・設備の整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○線路・路盤等の施設の適切な保守 ○線路防護施設の整備の推進 ○列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等、運転保安設備の整備・充実 ○諸施設の新設及び改良 ○列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備 ○救援車・作業車等の整備 ○建築限界の確認 ○保安設備の点検・整備 ○非常通信手段の整備 </div>	<p>その他-30 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p>
他-16	<p>第2章 災害応急対策計画</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p>	<p>その他-33 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合 その他</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p>第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>総務部総務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・総務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。 警察署は、被害情報の収集を行う。 市、県、警察署、鉄道会社及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。</p>  <p>〈落石事故で相互（道路管理者、鉄道事業者）に影響する場合の連絡体制〉</p> <p>〈落石事故で相互（道路管理者、鉄道事業者）に影響する場合の連絡体制〉</p>	<p>第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>総務部庶務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。 警察署は、被害情報の収集を行う。 市、県、警察署、鉄道会社及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。</p>  <p>〈落石事故で相互（道路管理者、鉄道事業者）に影響する場合の連絡体制〉</p>	
他-17	<p>第3節 救助・救急・消火活動</p> <p>第1 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>2 危険物等積載貨車の応急措置・通報 (略) また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境保全温暖化対策班等に連絡する。 警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。</p> <p>3 流出危険物等の拡散防止及び除去 (略) 県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取</p>	<p>第3節 救助・救急・消火活動</p> <p>第1 災害の警戒・防ぎよ活動</p> <p>2 危険物等積載貨車の応急措置・通報 (略) また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境政策班等に連絡する。 警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。</p> <p>3 流出危険物等の拡散防止及び除去 (略) 県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部水道整備班・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担</p>	<p>その他-35 その他</p> <p>その他-35 その他</p>

長野市地域防災計画【その他災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
その他災害対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>水制限等の措置をとる。 危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした鉄道会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境保全温暖化対策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	<p>当機関は、取水制限等の措置をとる。 危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした鉄道会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境政策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	
他-18	<p>第6節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第3 住宅対策活動 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>第6節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第3 住宅対策活動 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>その他-37 その他</p>
他-19	<p>第6款 危険物等災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保</p> <p>総務部総務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・総務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。 警察署は、被害情報の収集を行う。 (略)</p>	<p>第6款 危険物等災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保</p> <p>総務部庶務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。 警察署は、被害情報の収集を行う。 (略)</p>	<p>その他-43 その他</p>

No.	新	旧	備考欄																
他-20	<p>第2節 災害の拡大防止活動</p> <p>第2 災害の拡大防止措置</p> <p>4 毒物・劇物関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>措置のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物 営業者及 び業務上 取扱者</td> <td> ○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関	措置のあらまし	県	(略)	市	(略)	毒物劇物 営業者及 び業務上 取扱者	○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。	<p>第2節 災害の拡大防止活動</p> <p>第2 災害の拡大防止措置</p> <p>4 毒物・劇物関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>措置のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物 営業者及 び業務上 取扱者</td> <td> ○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関	措置のあらまし	県	(略)	市	(略)	毒物劇物 営業者及 び業務上 取扱者	○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。	<p>その他-46 その他</p>
機関	措置のあらまし																		
県	(略)																		
市	(略)																		
毒物劇物 営業者及 び業務上 取扱者	○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。																		
機関	措置のあらまし																		
県	(略)																		
市	(略)																		
毒物劇物 営業者及 び業務上 取扱者	○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。																		
他-21	<p>第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>第1 流出危険物等の拡散防止及び除去</p> <p>(略)</p> <p>県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。</p> <p>危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境保全温暖化対策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	<p>第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>第1 流出危険物等の拡散防止及び除去</p> <p>(略)</p> <p>県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部水道整備班・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。</p> <p>危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境政策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。</p>	<p>その他-48 その他</p>																
他-22	<p>第7款 大規模火災対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 避難誘導活動</p> <p>震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>第7款 大規模火災対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 避難誘導活動</p> <p>震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。</p>	<p>その他-53 その他</p>																

No.	新	旧	備考欄																
他-23	<p>第3節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第1 災害応急活動体制</p> <p>2 市 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">火災気象通報</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	火災気象通報		区分	発表基準	火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。	<p>第3節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第1 災害応急活動体制</p> <p>2 市 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈火災気象通報〉</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）</td> </tr> </tbody> </table>	〈火災気象通報〉		区分	発表基準	火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）	<p>その他-54 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合 その他</p>				
火災気象通報																			
区分	発表基準																		
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。																		
〈火災気象通報〉																			
区分	発表基準																		
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）																		
他-24	<p>第8款 林野火災対策</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>農林部森林いのしか対策課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境保全温暖化対策課、消防局予防課、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため平常時から次の予防対策を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈林野火災に対する予防対策〉</th> </tr> <tr> <th>実施機関</th> <th>主な対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	〈林野火災に対する予防対策〉		実施機関	主な対策	市	○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動	県	○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動	<p>第8款 林野火災対策</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>農林部森林整備課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境政策課、消防局予防課、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため平常時から次の予防対策を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈林野火災に対する予防対策〉</th> </tr> <tr> <th>実施機関</th> <th>主な対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	〈林野火災に対する予防対策〉		実施機関	主な対策	市	○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動	県	○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動	<p>その他-57 その他</p>
〈林野火災に対する予防対策〉																			
実施機関	主な対策																		
市	○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動																		
県	○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動																		
〈林野火災に対する予防対策〉																			
実施機関	主な対策																		
市	○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動																		
県	○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動																		
他-25	<p>第1 森林環境の整備</p> <p>農林部森林いのしか対策課は、林野火災の予防上必要な環境整備として、所管する林道の適正な維持管理に努める。</p>	<p>第1 森林環境の整備</p> <p>農林部森林整備課は、林野火災の予防上必要な環境整備として、所管する林道の適正な維持管理に努める。</p>	<p>その他-57 その他</p>																
他-26			<p>その他-57 その他</p>																

長野市地域防災計画【その他災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
その他災害対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p>第2節 林野火災防止のための情報の充実</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 防火思想の普及 農林部森林いのしか対策課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境保全温暖化対策課及び消防局予防課は、県、森林管理署及びその他林野関係機関と協力し、林野火災予防の広報、講習会等を行う等、広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p>	<p>第2節 林野火災防止のための情報の充実</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 防火思想の普及 農林部森林整備課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境政策課及び消防局予防課は、県、森林管理署及びその他林野関係機関と協力し、林野火災予防の広報、講習会等を行うなど広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p>	
他-27	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制</p> <p>県、消防部警防班、農林部森林いのしか対策班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。総務部本部班・総務班は、火災の発生状況、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に即報する。火災が隣接市町村に及ぶおそれがある場合には通報し、連携をとる。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制</p> <p>県、消防部警防班、農林部森林整備班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。総務部本部班・庶務班は、火災の発生状況、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に即報する。火災が隣接市町村に及ぶおそれがある場合には通報し、連携をとる。</p>	<p>その他-60 その他</p>
他-28	<p>第5節 二次災害の防止活動</p> <p>第1 二次災害の防止活動</p> <p>(略) 建設部河川班、農林部農地整備班・森林いのしか対策班は、緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。</p>	<p>第5節 二次災害の防止活動</p> <p>第1 二次災害の防止活動</p> <p>(略) 建設部河川班、農林部農業土木班・森林整備班は、緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。</p>	<p>その他-63 その他</p>

長野市地域防災計画【原子力災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
原子力災害対策編

No.	新	旧	備考欄
原-1	第1章 総則	第1章 総則	原子力-1 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
	第1節 計画作成の趣旨	第1節 計画作成の趣旨	
	第2 計画の対象とする災害 長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「 緊急防護措置 を準備する区域（原子力事業所から概ね半径30km 圏内 ）」にも本市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が 緊急防護措置 を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。 こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、本市において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるとき、さらには、核燃料物質等輸送中の事故を想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。	第2 計画の対象とする災害 長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「 緊急時防護措置 を準備する区域（原子力事業所から概ね半径30km）」にも本市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が 緊急時防護措置 を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。 こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、本市において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるとき、さらには、核燃料物質等輸送中の事故を想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。	
原-2	第2節 防災の基本方針	第2節 防災の基本方針	原子力-1 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
	本市から一番近い原子力発電所として、直線距離で約80kmの位置（中野市と豊野町の市境から）に、柏崎刈羽原子力発電所が立地している。 本計画は、原子力発電所の事故等により、放射性物質の拡散が本市に及んだ場合の対策を進めるため、原子力災害に対する市等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行によって、住民の不安を解消するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。 なお、本市では住民等への迅速な情報連絡や緊急時モニタリング体制をとることを重点とし、安定ヨウ素剤の備蓄や避難については、今後の国の防災指針や原子力に関する最新の情報を随時取り入れ、国や県で新しい方針が示されたときに、随時見直しを行うものとする。 <u>また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u>	本市から一番近い原子力発電所として、直線距離で約80kmの位置（中野市と豊野町の市境から）に、柏崎刈羽原子力発電所が立地している。 本計画は、原子力発電所の事故等により、放射性物質の拡散が本市に及んだ場合の対策を進めるため、原子力災害に対する市等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行によって、住民の不安を解消するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。 なお、本市では住民等への迅速な情報連絡や緊急時モニタリング体制をとることを重点とし、安定ヨウ素剤の備蓄や避難については、今後の国の防災指針や原子力に関する最新の情報を随時取り入れ、国や県で新しい方針が示されたときに、随時見直しを行うものとする。	
	第2章 災害に対する備え	第2章 災害に対する備え	
原-3	第2節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	第2節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	原子力-5 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
	総務部危機管理防災課は、広域的な避難に備えて県内外の市町村と 指定 避難所の相互提供等についての協議を行うほか、相互応援協定等の締結や、住民等の避難輸送方法等について計画を定めるよう努める。 また、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建物を退避所又は 指定 避難所として確保するよう努める。	総務部危機管理防災課は、広域的な避難に備えて県内外の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、相互応援協定等の締結や、住民等の避難輸送方法等について計画を定めるよう努める。 また、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建物を退避所又は避難所として確保するよう努める。	

No.	新	旧	備考欄												
原-4	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	原子力-10 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合												
	第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動													
	<p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 退避所 退避所とは、屋内に退避するために、あらかじめ指定するコンクリート製の建物をいう。</p> <p>4 屋内退避等の措置 (略) <u>(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>〈「原子力災害対策指針（最新改正日 令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標〉</p>	<p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 待避所 待避所とは、屋内に退避するために、あらかじめ指定するコンクリート製の建物をいう。</p> <p>4 屋内退避等の措置 (略)</p> <p>〈「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標〉</p>													
原-5	第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等	第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等	原子力-13 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合												
	第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限	第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限													
	<p>農林部は、国及び県（農政部・林務部）からの指示、要請があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">〈経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対 象</th> <th style="width: 50%;">放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（「原子力災害対策指針（令和4年4月6日）」より）</p>	対 象		放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>農林部は、国及び県（農政部・林務部）からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">〈飲食物摂取制限に関する指標〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対 象</th> <th style="width: 50%;">放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム 以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム 以上	牛乳・乳製品
対 象	放射性ヨウ素														
飲料水	300 ベクレル/キログラム														
牛乳・乳製品															
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム														
対 象	放射性ヨウ素														
飲料水	300 ベクレル/キログラム 以上														
牛乳・乳製品															
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム 以上														
原-6	第10節 県外からの避難者の受入れ活動	第10節 県外からの避難者の受入れ活動	原子力-13 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合												
	震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急 仮設 住宅の確保活動」に準ずる。	震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。													

No.	新	旧	備考欄
原-7	<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p>第1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。 また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈事故発生時の措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報 ○消火・延焼防止 ○立入禁止区域の設定 ○避難のための警告 ○汚染の拡大防止及び除去 ○放射線の遮蔽 ○放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置 </div>	<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p>第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。 また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈事故発生時の措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報 ○消火、延焼防止の措置 ○核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置 ○モニタリングの実施 ○運搬に従事する者や付近にいる者の退避 ○核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去 ○放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 ○その他放射線障害の防止のために必要な措置 </div>	<p>原子力-15 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>

No.	新	旧	備考欄														
火-1	第1章 総則	第1章 総則	火山-2 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合														
	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱															
	第2 業務大綱 2 市 (1) 市防災会議、市警戒本部及び市災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。	第2 業務大綱 2 市 (1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。															
3 東京管区气象台（長野地方气象台） (1) 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 (2) 防災知識の普及に関すること。 (3) 災害防止のための統計調査に関すること。	3 東京管区气象台（長野地方气象台） (1) <u>火口付近の観測に関すること。</u> (2) 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 (3) 防災知識の普及に関すること。 (4) 災害防止のための統計調査に関すること。	火山-2 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合															
火-2	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	火山-5 その他														
	第1節 災害直前活動	第1節 災害直前活動															
	第1 関係機関の役割 道路管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。 〈火山災害対策における実施機関と役割〉 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関と役割</th> <th style="width: 50%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【道路管理者】 交通路の確保を行う。</td> <td>○道路の火山灰除去</td> </tr> <tr> <td>【市】 火山噴火に際しては、降灰等に対する情報を提供するとともに、農作物への対応や道路等の火山灰除去を実施する。 また、降雨期には、土石流の懸念のある地区に避難情報を提供し、避難対策を実施する。</td> <td> 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○災害広報 【農林部農業政策課ほか】 ○農作物対策 【建設部維持課ほか】 ○市道等の火山灰除去 【農林部農地整備課ほか】 ○農道等の火山灰除去 </td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割		主な措置	【道路管理者】 交通路の確保を行う。	○道路の火山灰除去	【市】 火山噴火に際しては、降灰等に対する情報を提供するとともに、農作物への対応や道路等の火山灰除去を実施する。 また、降雨期には、土石流の懸念のある地区に避難情報を提供し、避難対策を実施する。	【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○災害広報 【農林部農業政策課ほか】 ○農作物対策 【建設部維持課ほか】 ○市道等の火山灰除去 【農林部農地整備課ほか】 ○農道等の火山灰除去	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整	第1 関係機関の役割 各道路管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。 〈火山災害対策における実施機関と役割〉 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関と役割</th> <th style="width: 50%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【各道路管理者】 交通路の確保を行う。</td> <td>○道路の火山灰除去</td> </tr> <tr> <td>【市】 火山噴火に際しては、降灰等に対する情報を提供するとともに、農作物への対応や道路等の火山灰除去を実施する。 また、降雨期には、土石流の懸念のある地区に避難情報を提供し、避難対策を実施する。</td> <td> 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○災害広報 【農林部農業政策課ほか】 ○農作物対策 【建設部維持課ほか】 ○市道等の火山灰除去 【農林部農業土木課ほか】 ○農道等の火山灰除去 </td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各道路管理者】 交通路の確保を行う。	○道路の火山灰除去	【市】 火山噴火に際しては、降灰等に対する情報を提供するとともに、農作物への対応や道路等の火山灰除去を実施する。 また、降雨期には、土石流の懸念のある地区に避難情報を提供し、避難対策を実施する。	【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○災害広報 【農林部農業政策課ほか】 ○農作物対策 【建設部維持課ほか】 ○市道等の火山灰除去 【農林部農業土木課ほか】 ○農道等の火山灰除去
実施機関と役割	主な措置																
【道路管理者】 交通路の確保を行う。	○道路の火山灰除去																
【市】 火山噴火に際しては、降灰等に対する情報を提供するとともに、農作物への対応や道路等の火山灰除去を実施する。 また、降雨期には、土石流の懸念のある地区に避難情報を提供し、避難対策を実施する。	【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○災害広報 【農林部農業政策課ほか】 ○農作物対策 【建設部維持課ほか】 ○市道等の火山灰除去 【農林部農地整備課ほか】 ○農道等の火山灰除去																
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整																
実施機関と役割	主な措置																
【各道路管理者】 交通路の確保を行う。	○道路の火山灰除去																
【市】 火山噴火に際しては、降灰等に対する情報を提供するとともに、農作物への対応や道路等の火山灰除去を実施する。 また、降雨期には、土石流の懸念のある地区に避難情報を提供し、避難対策を実施する。	【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○災害広報 【農林部農業政策課ほか】 ○農作物対策 【建設部維持課ほか】 ○市道等の火山灰除去 【農林部農業土木課ほか】 ○農道等の火山灰除去																
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整																

No.	新	旧	備考欄																																																								
火-3	<p>第2節 災害情報の収集連絡活動</p> <p>第2 噴火警報・予報等発表時の対応</p> <p>総務部本部班は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する火山情報を、市各部及び関係機関、住民等に伝達する。</p> <p>1 噴火警報・予報</p> <p>(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</p> <p>(2) 噴火予報</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u></p> <p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>〈噴火警戒レベルが運用されている火山（浅間山、草津白根山、御嶽山、焼岳、新潟焼山、<u>乗鞍岳、弥陀ヶ原</u>）〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>レベル（キーワード）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が<u>発生、あるいは切迫している状態と予想される。</u></td> <td>5 (避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する<u>可能性が高まっていると予想される。</u></td> <td>4 (高齢者等避難)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には<u>生命に危険が及ぶ</u>）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>3 (入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れたところまでの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には<u>生命に危険が及ぶ</u>）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>2 (火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には<u>生命に危険が及ぶ</u>）</td> <td>1 (活火山であることに留意)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル（キーワード）	特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫している状態と予想される。</u>	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まっていると予想される。</u>	4 (高齢者等避難)	警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には <u>生命に危険が及ぶ</u> ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	3 (入山規制)	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には <u>生命に危険が及ぶ</u> ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には <u>生命に危険が及ぶ</u> ）	1 (活火山であることに留意)	<p>第2節 災害情報の収集連絡活動</p> <p>第2 噴火警報・予報等発表時の対応</p> <p>総務部本部班は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する火山情報を、市各部及び関係機関、住民等に伝達する。</p> <p>1 噴火警報・予報</p> <p>(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</p> <p>(2) 噴火予報</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、<u>警報の解除等を行う場合に発表する。</u></p> <p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>〈噴火警戒レベルが運用されている火山（浅間山、草津白根山、御嶽山、焼岳、新潟焼山）〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>レベル</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が<u>切迫している状態と予想される場合</u></td> <td>レベル5</td> <td>避難</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する<u>可能性が高まっていると予想される場合</u></td> <td>レベル4</td> <td>避難準備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは<u>噴火が発生すると予想される場合</u></td> <td>レベル3</td> <td>入山規制</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れたところまでの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される<u>場合</u></td> <td>レベル2</td> <td>火口周辺規制</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（<u>噴火警報解除時</u>）</td> <td>レベル1</td> <td>活火山であることに留意</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	発表基準	レベル	警戒事項等	特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>切迫している状態と予想される場合</u>	レベル5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まっていると予想される場合</u>	レベル4	避難準備	警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは <u>噴火が発生すると予想される場合</u>	レベル3	入山規制	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u>	レベル2	火口周辺規制	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（ <u>噴火警報解除時</u> ）	レベル1	活火山であることに留意	<p>火山-6 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p> <p>火山-7 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>
種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル（キーワード）																																																							
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫している状態と予想される。</u>	5 (避難)																																																							
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まっていると予想される。</u>	4 (高齢者等避難)																																																							
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には <u>生命に危険が及ぶ</u> ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	3 (入山規制)																																																							
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には <u>生命に危険が及ぶ</u> ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)																																																							
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には <u>生命に危険が及ぶ</u> ）	1 (活火山であることに留意)																																																							
種別	名称	対象範囲	発表基準	レベル	警戒事項等																																																						
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>切迫している状態と予想される場合</u>	レベル5	避難																																																						
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まっていると予想される場合</u>	レベル4	避難準備																																																						
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは <u>噴火が発生すると予想される場合</u>	レベル3	入山規制																																																						
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u>	レベル2	火口周辺規制																																																						
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（ <u>噴火警報解除時</u> ）	レベル1	活火山であることに留意																																																						

長野市地域防災計画【火山災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
火山災害対策編

No.	新	旧	備考欄																																														
	<p>〈噴火警戒レベルが運用されていない火山（横岳、アカンダナ山、妙高山）〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別 警報</td> <td>噴火警報(居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより 火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、<u>あるいは</u>発生すると 予想される。</td> <td>居住地域 嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(<u>この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発 生、<u>あるいは</u>発生すると予想され る。</td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れたと ころまでの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範 囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ</u>)噴火が発生、<u>あるいは</u>発 生すると予想される。</td> <td>火口周辺 危険</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる。 <u>(この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)</u></td> <td>活火山で あることに留 意</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等	特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、 <u>あるいは</u> 発生すると 予想される。	居住地域 嚴重警戒	警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(<u>この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発 生、 <u>あるいは</u> 発生すると予想され る。	入山危険	火口から少し離れたと ころまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範 囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ</u>)噴火が発生、 <u>あるいは</u> 発 生すると予想される。	火口周辺 危険	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる。 <u>(この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)</u>	活火山で あることに留 意	<p>〈噴火警戒レベルが運用されていない火山（<u>乗鞍岳</u>、横岳、アカンダナ山、妙高山、<u>弥陀ヶ原</u>）〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別 警報</td> <td>噴火警報(居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域 <u>又は山麓</u>及び それより火口側</td> <td>居住地域 <u>又は山麓</u>に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、発生する <u>可 能性が高まってきている</u>と予想 される <u>場合</u></td> <td>居住地域 嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される <u>場合</u></td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れたと ころまでの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される <u>場合</u></td> <td>火口周辺 危険</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる (<u>噴 火警報解除時</u>)</td> <td>活火山で あることに留 意</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等	特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域 <u>又は山麓</u> 及び それより火口側	居住地域 <u>又は山麓</u> に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、発生する <u>可 能性が高まってきている</u> と予想 される <u>場合</u>	居住地域 嚴重警戒	警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される <u>場合</u>	入山危険	火口から少し離れたと ころまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される <u>場合</u>	火口周辺 危険	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる (<u>噴 火警報解除時</u>)	活火山で あることに留 意	火山-7 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合
種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等																																													
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、 <u>あるいは</u> 発生すると 予想される。	居住地域 嚴重警戒																																													
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(<u>この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発 生、 <u>あるいは</u> 発生すると予想され る。	入山危険																																													
		火口から少し離れたと ころまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範 囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ</u>)噴火が発生、 <u>あるいは</u> 発 生すると予想される。	火口周辺 危険																																													
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる。 <u>(この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)</u>	活火山で あることに留 意																																													
種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等																																													
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域 <u>又は山麓</u> 及び それより火口側	居住地域 <u>又は山麓</u> に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、発生する <u>可 能性が高まってきている</u> と予想 される <u>場合</u>	居住地域 嚴重警戒																																													
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される <u>場合</u>	入山危険																																													
		火口から少し離れたと ころまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される <u>場合</u>	火口周辺 危険																																													
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる (<u>噴 火警報解除時</u>)	活火山で あることに留 意																																													
	<p>3 降灰予報 気象庁<u>地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</u>は、<u>噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降 るか(降灰量分布) 詳細な情報を発表する。さらに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲を速 報する。</u></p>	<p>3 降灰予報 気象庁は、<u>以下の3種類の降灰予報を提供する。</u></p>	火山-7 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合																																														
	<p>5 火山現象に関する情報等 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 (4) 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って 観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせする情報。</u> (5) 噴火速報</p>	<p>5 火山現象に関する情報等 (略) (1) (略) (2) (略) (3) <u>週間火山概況</u> <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u> (4) 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 (5) 噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u> (6) 噴火速報</p>	火山-8 長野県地域防災計画、長 野県水防計画との整合																																														
火-4	<p>第3 被害情報等の調査及び報告 総務部<u>総務班</u>及び地域・市民生活部支所班は、降灰の状況について情報収集を行う。総務部本部班・庶務班 は、市の活動状況及び被害状況について、県に報告する。</p>	<p>第3 被害情報等の調査及び報告 総務部<u>庶務班</u>及び地域・市民生活部支所班は、降灰の状況について情報収集を行う。総務部本部班・庶務班 は、市の活動状況及び被害状況について、県に報告する。</p>	火山-8 その他																																														
火-5	<p>第4 危険情報の収集 総務部<u>総務班</u>は、噴火が開始した場合、噴火の状況や風向き等の降灰の予測情報を収集する。 また、降灰が市域に厚く堆積した場合、県等から降雨による土石流等の発生の可能性や危険区域等の予測情報 を入手する。</p>	<p>第4 危険情報の収集 総務部<u>庶務班</u>は、噴火が開始した場合、噴火の状況や風向き等の降灰の予測情報を収集する。 また、降灰が市域に厚く堆積した場合、県等から降雨による土石流等の発生の可能性や危険区域等の予測情報 を入手する。</p>	火山-9 その他																																														

長野市地域防災計画【火山災害対策編】新旧対照表

令和5年2月
火山災害対策編

No.	新	旧	備考欄
火-6	<p>第5節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第2 避難収容 (略) その他、震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準じて行う。</p>	<p>第5節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第2 避難収容 (略) その他、震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準じて行う。</p>	火山-10 その他

No.	新	旧	備考欄																																																																							
被-1	第1章 被災地支援対策	第1章 被災地支援対策	被災地-2 その他																																																																							
	第1節 被災地支援体制	第1節 被災地支援体制																																																																								
	<p>第2 協定締結市への応援</p> <p>3 経費の負担 応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法により負担する。</p>	<p>第2 協定締結市への応援</p> <p>3 経費の負担 応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。</p>																																																																								
被-2	第3 災害支援本部の設置 (略)	第3 災害支援本部の設置 (略)	被災地-3 (図：被災地-4) その他																																																																							
	<p>災害支援本部業務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部 (共通)</td> <td>各班 (共通)</td> <td>被災地応援職員の派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">総務部</td> <td>災害支援本部班 (危機管理防災課)</td> <td>災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>救援物資の受入れ及び義援金に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報システム班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>行政DX推進班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員研修所班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>公共施設マネジメント推進班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>福祉政策班</td> <td>受入れ被災者の生活支援策に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 民生児童委員との調整に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生活支援班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部		班	業務分掌	各部 (共通)	各班 (共通)	被災地応援職員の派遣に関する事	総務部	災害支援本部班 (危機管理防災課)	災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事	総務班	救援物資の受入れ及び義援金に関する事	職員班	災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事	情報システム班	部内の応援に関する事	行政DX推進班	部内の応援に関する事	職員研修所班	部内の応援に関する事	公共施設マネジメント推進班	部内の応援に関する事	管財班	派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事	選挙管理委員会事務局班	部内の応援に関する事	監査委員事務局班	部内の応援に関する事	(略)			保健福祉部	福祉政策班	受入れ被災者の生活支援策に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 民生児童委員との調整に関する事		生活支援班	部内の応援に関する事	<p>災害支援本部業務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部 (共通)</td> <td>各班 (共通)</td> <td>被災地応援職員の派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">総務部</td> <td>災害支援本部班 (危機管理防災課)</td> <td>災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>救援物資の受入れ及び義援金に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報システム班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員研修所班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>行政DX推進班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>公共施設マネジメント推進班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>福祉政策班</td> <td>受入れ被災者の生活支援策に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 民生児童委員との調整に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生活支援班</td> <td>部内の応援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	業務分掌	各部 (共通)	各班 (共通)	被災地応援職員の派遣に関する事	総務部	災害支援本部班 (危機管理防災課)	災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事	総務班	救援物資の受入れ及び義援金に関する事	職員班	災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事	情報システム班	部内の応援に関する事	職員研修所班	部内の応援に関する事	行政DX推進班	部内の応援に関する事	公共施設マネジメント推進班	部内の応援に関する事	管財班	派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事	選挙管理委員会事務局班	部内の応援に関する事	監査委員事務局班	部内の応援に関する事	(略)			保健福祉部	福祉政策班	受入れ被災者の生活支援策に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 民生児童委員との調整に関する事		生活支援班
部	班	業務分掌																																																																								
各部 (共通)	各班 (共通)	被災地応援職員の派遣に関する事																																																																								
総務部	災害支援本部班 (危機管理防災課)	災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事																																																																								
	総務班	救援物資の受入れ及び義援金に関する事																																																																								
	職員班	災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事																																																																								
	情報システム班	部内の応援に関する事																																																																								
	行政DX推進班	部内の応援に関する事																																																																								
	職員研修所班	部内の応援に関する事																																																																								
	公共施設マネジメント推進班	部内の応援に関する事																																																																								
	管財班	派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事																																																																								
	選挙管理委員会事務局班	部内の応援に関する事																																																																								
	監査委員事務局班	部内の応援に関する事																																																																								
	(略)																																																																									
	保健福祉部	福祉政策班	受入れ被災者の生活支援策に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 民生児童委員との調整に関する事																																																																							
		生活支援班	部内の応援に関する事																																																																							
部	班	業務分掌																																																																								
各部 (共通)	各班 (共通)	被災地応援職員の派遣に関する事																																																																								
総務部	災害支援本部班 (危機管理防災課)	災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事																																																																								
	総務班	救援物資の受入れ及び義援金に関する事																																																																								
	職員班	災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事																																																																								
	情報システム班	部内の応援に関する事																																																																								
	職員研修所班	部内の応援に関する事																																																																								
	行政DX推進班	部内の応援に関する事																																																																								
	公共施設マネジメント推進班	部内の応援に関する事																																																																								
	管財班	派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事																																																																								
	選挙管理委員会事務局班	部内の応援に関する事																																																																								
	監査委員事務局班	部内の応援に関する事																																																																								
	(略)																																																																									
	保健福祉部	福祉政策班	受入れ被災者の生活支援策に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 民生児童委員との調整に関する事																																																																							
		生活支援班	部内の応援に関する事																																																																							

長野市地域防災計画【被災地支援対策編】新旧対照表

令和5年2月
被災地支援対策編

No.	新	旧	備考欄																								
	<table border="1"> <tr><td>高齢者活躍支援班</td><td>部内の応援に関すること</td></tr> <tr><td>地域包括ケア推進班</td><td>部内の応援に関すること</td></tr> <tr><td>介護保険班</td><td>救援物資の受入れに関すること</td></tr> <tr><td>障害福祉班</td><td>部内の応援に関すること</td></tr> <tr><td>医療連携推進班</td><td>部内の応援に関すること</td></tr> <tr><td>国民健康保険班</td><td>受入れ被災者の健康保険の相談に関すること</td></tr> </table> <p>(略)</p>	高齢者活躍支援班	部内の応援に関すること	地域包括ケア推進班	部内の応援に関すること	介護保険班	救援物資の受入れに関すること	障害福祉班	部内の応援に関すること	医療連携推進班	部内の応援に関すること	国民健康保険班	受入れ被災者の健康保険の相談に関すること	<table border="1"> <tr><td>高齢者活躍支援班</td><td>部内の応援に関すること</td></tr> <tr><td>地域包括ケア推進班</td><td>部内の応援に関すること</td></tr> <tr><td>介護保険班</td><td>救援物資の受入れに関すること</td></tr> <tr><td>障害福祉班</td><td>部内の応援に関すること</td></tr> <tr><td>医療連携推進班</td><td>応援派遣(医療)に関すること</td></tr> <tr><td>国民健康保険班</td><td>受入れ被災者の健康保険の相談に関すること</td></tr> </table> <p>(略)</p>	高齢者活躍支援班	部内の応援に関すること	地域包括ケア推進班	部内の応援に関すること	介護保険班	救援物資の受入れに関すること	障害福祉班	部内の応援に関すること	医療連携推進班	応援派遣(医療)に関すること	国民健康保険班	受入れ被災者の健康保険の相談に関すること	
高齢者活躍支援班	部内の応援に関すること																										
地域包括ケア推進班	部内の応援に関すること																										
介護保険班	救援物資の受入れに関すること																										
障害福祉班	部内の応援に関すること																										
医療連携推進班	部内の応援に関すること																										
国民健康保険班	受入れ被災者の健康保険の相談に関すること																										
高齢者活躍支援班	部内の応援に関すること																										
地域包括ケア推進班	部内の応援に関すること																										
介護保険班	救援物資の受入れに関すること																										
障害福祉班	部内の応援に関すること																										
医療連携推進班	応援派遣(医療)に関すること																										
国民健康保険班	受入れ被災者の健康保険の相談に関すること																										
被-3	<p>第2節 被災地支援</p> <p>第1 救援物資の確保・搬送</p> <p>1 救援物資の確保 総務部災害支援本部班・<u>総務班</u>、保健福祉部介護保険班、地域・市民生活部支所班は、次の方法で救援物資を確保する。 (1) 市の備蓄 (2) 市内の企業、団体からの寄付 (3) 個人からの寄付 なお、個人からの救援物資の募集は、期間と品目を定め、場所を指定して受付を行う。</p> <p>3 輸送手段の確保 <u>総務部</u>管財班は、被災地までのトラック等の輸送手段を確保する。 総務部災害支援本部班は、状況に応じて民間の輸送会社の活用も検討する。</p>	<p>第2節 被災地支援</p> <p>第1 救援物資の確保・搬送</p> <p>1 救援物資の確保 総務部災害支援本部班・<u>庶務班</u>、保健福祉部介護保険班、地域・市民生活部支所班は、次の方法で救援物資を確保する。 (1) 市の備蓄 (2) 市内の企業、団体からの寄付 (3) 個人からの寄付 なお、個人からの救援物資の募集は、期間と品目を定め、場所を指定して受付を行う。</p> <p>3 輸送手段の確保 <u>財政部</u>管財班は、被災地までのトラック等の輸送手段を確保する。 総務部災害支援本部班は、状況に応じて民間の輸送会社の活用も検討する。</p>	被災地-6 その他																								
被-4	<p>第2 義援金の受付</p> <p>会計部会計班は、義援金の受付口座を開設し、総務部災害支援本部班・<u>総務班</u>、地域・市民生活部支所班は義援金を受け付ける。 また、総務部災害支援本部班はホームページ、広報紙で募集する。</p>	<p>第2 義援金の受付</p> <p>会計部会計班は、義援金の受付口座を開設し、総務部災害支援本部班・<u>庶務班</u>、地域・市民生活部支所班は義援金を受け付ける。 また、総務部災害支援本部班はホームページ、広報紙で募集する。</p>	被災地-6 その他																								
被-5	<p>第3 職員の派遣</p> <p>(略)</p> <p>1 公務出張による派遣 総務部災害支援本部班・職員班及び<u>総務部</u>管財班は、派遣に必要な、公用車、燃料、旅費、被服、消耗品、現地での宿泊場所を確保する。</p>	<p>第3 職員の派遣</p> <p>(略)</p> <p>1 公務出張による派遣 総務部災害支援本部班・職員班及び<u>財政部</u>管財班は、派遣に必要な、公用車、燃料、旅費、被服、消耗品、現地での宿泊場所を確保する。</p>	被災地-6 その他																								

No.	新	旧	備考欄
被-6	<p>第3節 避難者の受入れ</p> <p>第4 中・長期的な避難者の受入れ支援</p> <p>中長期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈中・長期的避難者の受入れ支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅への入居 ○家具、家電、生活必需品等の救援物資の提供 ○市手数料、使用料の減免 ○就業相談 ○市臨時職員の雇用創出 ○生活資金の相談（生活福祉資金・生活相談・被災地自治体の見舞金等） ○教育・保育支援（保育所・幼稚園への入所、各学校への転入学） ○介護・福祉支援 ○健康相談（医療機関の紹介、健康相談） ○避難元自治体への避難情報の提供 </div>	<p>第3節 避難者の受入れ</p> <p>第4 中・長期的な避難者の受入れ支援</p> <p>中長期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈中・長期的避難者の受入れ支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅への入居 ○家具、家電、生活必需品等の救援物資の提供 <u>（東日本大震災時は日赤家電で対応）</u> ○市手数料、使用料の減免 ○就業相談 ○市臨時職員の雇用創出 ○生活資金の相談（生活福祉資金・生活相談・被災地自治体の見舞金等） ○教育・保育支援（保育所・幼稚園への入所、各学校への転入学） ○介護・福祉支援 ○健康相談（医療機関の紹介、健康相談） ○避難元自治体への避難情報の提供 </div>	被災地-8 その他